

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第19号

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和32年秋田市規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。